

函館市指定NPO法人制度



○函館市指定NPO法人制度とは？

函館市が定めた基準に適合したNPO法人を条例で指定することで、指定されたNPO法人（以下「指定NPO法人」といいます。）に対して寄附をした市民の皆さんが市民税の税控除等を受けられる制度です。

○指定NPO法人になると？

①市民から法人への寄附の促進が期待されます

指定NPO法人に寄附をした市民の皆さんが市町村の税務担当課へ申告を行うと、市民税の税額控除が受けられます。寄附金額のうち2,000円を超える部分の6%が市民税から控除されます。

寄附金
控除の例

◆函館市の指定NPO法人に「1万円」の寄附をした場合・・・
市民税の控除金額（10,000円－2,000円）×6%＝480円
（概算で計算した事例ですので、実際の控除額とは異なる場合があります）

※寄附金額が総所得金額等の30%を超える場合は、30%が上限となります。

北海道が指定するNPO法人の場合は、さらに4%が道民税から控除されます。

寄附をした翌年度に個人住民税所得割が課税される方が対象となりますので、住民税所得割が課税されない場合は、控除を受けることができません。

②認定NPO法人への近道になります

指定NPO法人になると、認定NPO法人になるための要件のうち、寄附金等に関する要件であるPST（パブリックサポートテスト）要件を満たすことになります。

※PST（パブリックサポートテスト）要件：広く市民から支持を受けているかどうかを判断する基準

認定NPO法人になると

認定NPO法人になると、所得税の寄附金控除対象となるほか、法人税や相続税に関する優遇措置も受けられます。

※認定NPO法人制度の詳細については、北海道ホームページへ



指定NPO法人制度の詳細については、函館市ホームページへ

函館市 指定NPO法人

検索

ご不明な点などは下記までお気軽にお問合せください

函館市企画部企画管理課 TEL 0138-21-3621

○指定NPO法人となるための基準

【公益性要件（次の①～③のいずれかの基準に適合）】

- ① 経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が10分の1以上
- ② 3,000円以上の寄附者が年平均50人以上
- ③ 道条例により指定されている法人

【市民周知・市民参加等に関する要件（次の①、②の両方の基準に適合）】

- ① ア～エのいずれかの基準に適合
ア 新聞等を通じた市民に対する情報提供が年2回以上
イ 広報資料の配置が市内の公共施設等に5か所以上
ウ 市民を対象とした催物開催数が年2回以上、かつ参加者が延べ50人以上
エ 市内における事業活動へのボランティア従事者が年延べ50人以上、かつ実従事者が10人以上
- ② 市内において、国、地方公共団体、他の団体との協働実績が年1回以上

【基本的要件（次の①～⑧の全ての基準に適合）】

- ① 市内に主たる事務所があるNPO法人
- ② 事業活動において、共益的活動の占める割合が50%未満
- ③ 運営組織および経理が適正
- ④ 事業活動内容が適切
- ⑤ 情報公開が適切
- ⑥ 事業報告書等の提出
- ⑦ 法令違反、不正行為、公益に反する事実等がない
- ⑧ 設立の日から1年を越える期間が経過している

（注）上記①～⑧の基準を満たしていても、欠格事由に該当する場合は、指定を受けることはできません。

○指定NPO法人になるための手続き

事前相談

指定の申出をするときは、申出前に事前にご相談ください。
【相談窓口】
函館市企画部企画管理課 TEL 0138-21-3621

指定の申出書の提出

事前相談を経て、申出書を作成し、市の窓口に提出してください。受付時期は、基本的に年2回、7月と1月となります。（変更となる可能性もあります）

審査の実態確認

提出書類の審査には、3～4か月程度かかります。審査にあたっては、聞き取り調査や法人事務所での実態確認を行いますので、御協力ください。

条例手続き

審査の結果、基準に適合すると認められた場合は、市の条例で個別に指定する手続きが開始されます。

指定

条例が市議会で可決され、公布・施行された日から指定の効力が生じます。
【指定時期の目安】
受付時期 7月中 → 指定を受ける時期 12月下旬頃
 // 1月中 → 6月下旬頃
※受付時期や指定時期については、変更となる可能性がありますので、事前にご相談ください。

更新

指定の有効期間は5年間です。